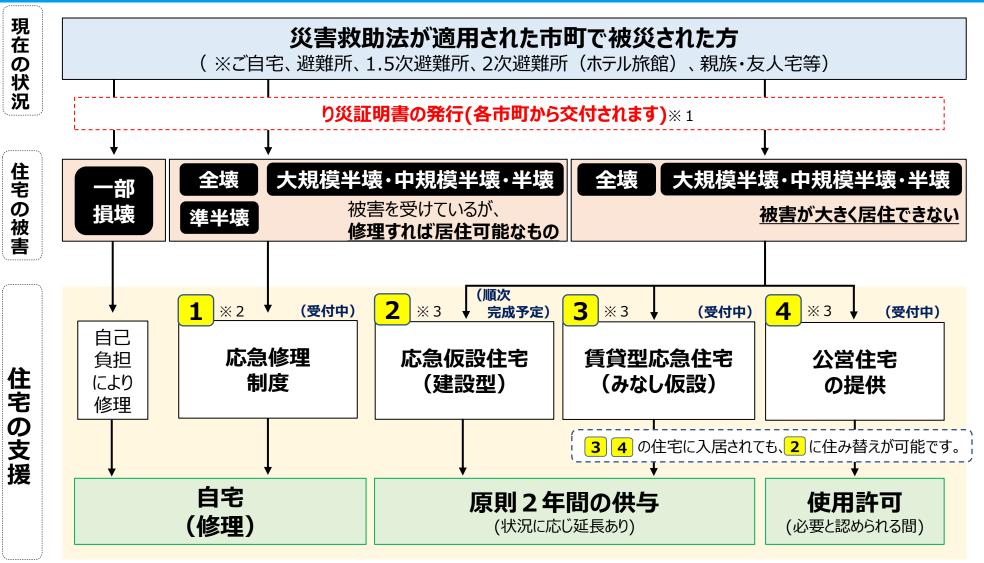
応急的なお住まいの支援について(令和6年能登半島地震で被災された方)



- ※1 り災証明書の発行前でも、1の修理の実施や2~4 の仮設住宅等への入居が可能です
- ※2 自宅が半壊以上の被害を受け、①の修理にかかる期間が1か月を超えると見込まれる場合は、修理期間の間、②~④の利用が可能です
- ※3 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがあったり、ライフラインが途絶えていたり、地すべり等で 避難指示等を受けている、など長期にわたり自らの住居に居住できないと市町長が認める者は、②~④ の利用が可能です